

国水水第211号
環水大管発第2510162号
令和7年10月17日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 $\left\{ \begin{array}{l} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right\}$ 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
環境省水・大気環境局環境管理課長

水道及び飲用井戸等における消毒設備等の管理の徹底について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

水道及び飲用井戸等における衛生上の措置につきましては、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号、最終改正 令和7年6月30日付環水大管発第2506305～2506308号）及び「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日付け衛水第12号、最終改正 令和7年6月30日付環水大管発第2506301号）により通知するとともに、今年度においても「水道における衛生上の措置の徹底について」（令和7年5月14日付け事務連絡）により衛生上の措置の徹底をお願いしているところです。

しかしながら、本年、消毒設備等の管理不足が主な原因と推定される水質事故が続けて複数発生していることから、下記のとおり、水道及び飲用井戸等における消毒設備等の管理を改めて徹底するようお願いします。

また、水道水及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、引き続き「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和7年6月30日付け国水水第110号）に基づいて、国土交通省各地方整備局等水道担当あてご報告お願いします。

さらに、各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対して、各市及び特別区におかれまして

は、貴管内の専用水道の設置者に対して、周知指導をお願いします。

なお、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部局あてには、「湧き水又は井戸水等を飲用に適する水として使用する施設における食中毒予防の徹底について」（令和7年10月17日付け健生食監発1017第1号。厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）により別紙2のとおり通知していますので参照ください。

記

1. 消毒設備は、消毒の効果を得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。
2. 消毒設備は、消毒が中断しないよう、常に整備を行うこと。
3. 消毒剤の注入については、配水池等において、消毒剤が充分水に混合するようにを行うこと。
4. 消毒剤の注入率は、給水栓水の残留塩素濃度が常時規定量を維持するよう、水質、施設の材質、滞留時間、気温（季節）などを考慮して設定すること。
5. 消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムは、長期間貯蔵すると時間の経過に伴い分解し消毒の効果が低下するとともに、副生成物として水質基準項目である塩素酸の濃度の上昇が起こることがあり、特に、高温下ではそれらが顕著となることから、貯蔵期間及び貯蔵温度には十分配慮すること。
6. 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うこと。

（別紙1）消毒設備等の管理不足が主な原因と推定される主な水質事故事例

（別紙2）湧き水又は井戸水等を飲用に適する水として使用する施設における食中毒予防の徹底について（令和7年10月17日付け健生食監発1017第1号）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

TEL : 03-5253-8111 (内線 34435) 担当：山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当：渡辺、武田

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp

消毒設備等の管理不足が主な原因と推定される主な水質事故事例

【上水道】

事例 1

発生年月日	令和 7 年 8 月
水道の種別	上水道
水 源	表流水
淨 水 処 理	急速ろ過
水 質 異 常	一般細菌の基準値超過
原 因	次亜塩素酸ナトリウムの劣化 配水過程の滞留による残留塩素の低下
対 応	薬品管理の徹底

【簡易水道】

事例 2

発生年月日	令和 7 年 6 月
水道の種別	簡易水道
水 源	湧水
淨 水 処 理	塩素消毒のみ
水 質 異 常	大腸菌の検出
原 因	夏場（気温・水温の上昇）における塩素濃度の低下
対 応	夏場における塩素濃度の設定の見直し

事例 3

発生年月日	令和 7 年 8 月
水道の種別	簡易水道
水 源	深井戸
淨 水 処 理	塩素消毒のみ
水 質 異 常	遊離残留塩素の基準値未満
原 因	薬品注入設備のホースの詰まり
対 応	薬品注入設備の点検

【専用水道】

事例 4

発生年月日	令和7年8月
水道の種別	専用水道
水 源	深井戸
浄水処理	塩素消毒のみ
水質異常	塩素酸の基準値超過
原因	夏場（気温の上昇）における薬液タンク内の次亜塩素酸ナトリウムの劣化
対応	薬液タンク内の次亜塩素酸ナトリウムの入替 受水槽内の水の入替

【飲料水供給施設】

事例 5

発生年月日	令和7年8月
水道の種別	飲料水供給施設
水 源	湧水
浄水処理	塩素消毒のみ
水質異常	大腸菌の検出
原因	薬品注入設備のエア一詰まり
対応	薬品注入設備の点検

事例 6

発生年月日	令和7年9月
水道の種別	飲料水供給施設
水 源	湧水
浄水処理	塩素消毒のみ
水質異常	塩素酸の基準値超過
原因	配水池容量に対し給水量が極端に少ないことによる、薬液タンク内の次亜塩素酸ナトリウムの長期滞留による劣化
対応	定期的な薬液タンクの清掃 定期的な配水池の水の入替

【飲用井戸】

事例 7

発生年月日	令和7年8月
水道の種別	飲用井戸
水 源	湧水
淨水処理	活性炭、沈砂沈殿、塩素消毒
水質異常	細菌 (<i>E. albertii</i>) の検出
患者	88名(速報値)
主な症状	下痢、腹痛、倦怠感
原因	薬品注入設備、消毒剤、遊離残留塩素の管理不足
対応	毎日、薬品注入設備、消毒剤残量の確認・記録 毎日、色、濁り、匂い、異物、遊離残留塩素濃度の確認・記録

事例 8

発生年月日	令和7年8月
水道の種別	飲用井戸
水 源	湧水
淨水処理	塩素消毒のみ ※配管に直接注入
水質異常	大腸菌の検出
患者	24名(速報値)
主な症状	下痢、腹痛等
原因	消毒の効果を得るための必要な時間不足

健生食監発1017第1号
令和7年10月17日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

湧き水又は井戸水等を飲用に適する水として使用する施設における 食中毒予防の徹底について

湧き水又は井戸水を飲用に適する水として使用する施設については、「令和7年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」（令和7年6月6日付け健生発0606第1号）において重点的な監視指導が必要な施設としているところです。

しかしながら、本年8月に湧き水を水源とする使用水が病原微生物に汚染されていたことが原因と推定される食中毒が続けて2事案発生しました。

したがって、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17、通知等に定められた殺菌装置の稼働確認や水質検査等の措置を確実に行うとともに、水質検査（飲用に適する水）についてはその頻度を上げて実施することを推奨する等、食品事業者等に対し、引き続き下記の事項について衛生管理の徹底を指導するようお願いします。

記

1. 衛生管理

- (1) 飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ等）及び井戸水周辺の清潔保持等につき定期点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
- (2) 殺菌装置又は浄水装置は正常に稼働しているか点検し、記録を残すこと。
- (3) 湧き水の水源、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないように適切な措置を講ずること。

2. 水質検査

- (1) 飲用に適する水を使用する場合にあっては、年一回以上水質検査を実施すること。
- (2) 食品等事業者団体が作成し厚生労働省が内容を確認した手引書を参考に、定期的に水質の確認（色、臭い、味、濁り及び残留塩素等）を実施すること。
- (3) 洪水等、不慮の災害により水源が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を実施すること。
- (4) 水質検査の結果、飲用に適する水でないことが明らかとなった場合は、直ちに使用を中止し、速やかに必要な措置を講ずること。

(参考)

飲用井戸等衛生対策要領の実施について

(昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号、最終改正 令和 7 年 6 月 30 日付け環水大管発第 2506301 号)

<https://www.env.go.jp/content/000334913.pdf>

公衆浴場における衛生等管理要領等について

別添 3 旅館業における衛生管理要領

(平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1,811 号 最終改正 令和 7 年 3 月 11 日健生発 0311 第 1 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001354022.pdf>

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

【事例 1】

発生年月日	令和 7 年 8 月
発生場所	旅館
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用水（湧き水）から病原大腸菌を検出。 ・ 原因施設では、施設調理場等に直結する使用水の配管に直接塩素添加する方法で殺菌していたが（使用水からも塩素を検出）、同一水源を使用していた施設のうち、貯水槽へ流入する配管に塩素添加する方法で殺菌していた施設では、使用水から大腸菌は検出されなかった。 ・ 塩素の効果が発揮する前に給水されてしまった（推定）。
患者	24 名（速報値）
主な症状	下痢、腹痛等

【事例 2】

発生年月日	令和 7 年 8 月
発生場所	旅館
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用水（湧き水）からその他の細菌 (<i>E. albertii</i>) を検出。殺菌装置が正常稼働していなかった。 ・ 施設調査時に塩素滅菌器の塩素薬剤の貯留タンクが空であり、使用水から遊離残留塩素が確認されなかった。 ・ 施設は、冬季期間営業を休止しており、今年の営業開始（4月 26 日）前に配管等の保守点検を実施したが、塩素滅菌機の点検や、薬剤の補充は行われておらず、作業記録が無かった。 ・ 施設は、営業開始後も使用水の遊離残留塩素を確認していなかった。また、薬剤の残量の確認を怠り、薬剤の補充をしていなかった。 ・ 使用水の水源の 1 つが沼に接しており、8 月前半の断続的な雨により水源に沼の表流水が流入した可能性があった。
患者	88 名（速報値）
主な症状	下痢、腹痛、倦怠感